

新介第4338号  
令和3年3月23日

居宅サービス事業所の管理者様  
地域密着型サービス事業所の管理者様  
介護予防サービス事業所の管理者様  
地域密着型介護予防サービス事業所の管理者様  
居宅介護支援事業所の管理者様  
介護保険施設の管理者様

新潟市福祉部介護保険課長

介護保険サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について（通知）

日頃より、本市の介護保険事業にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第9号）の公布により、各種基準省令が改正されたことから、下記の関連条例について、所要の改正を行い、令和3年3月26日に公布予定、令和3年4月1日から施行することとしています。

これらの条例の改正については下記のとおりですので、事業の実施に当たっては、これらを周知のうえ、条例を遵守し適正に運営するようお願いいたします。

## 記

### 1. 改正する条例

条例1	新潟市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
条例2	新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
条例3	新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
条例4	新潟市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
条例5	新潟市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
条例6	新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

条例 7	新潟市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
条例 8	新潟市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営の基準に関する条例
条例 9	新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例
条例 10	新潟市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

## 2. 主な改正点

### 感染症や災害への対応力強化

- ・ 感染症対策の強化 — 感染症の発生及びまん延等に対する取り組みの義務付け
- ・ 業務継続に向けた取り組みの強化 — 感染症や災害が発生した場合でも必要なサービスを提供できる体制にするための計画策定，シミュレーション実施の義務付け
- ・ 災害への地域と連携した対応の強化 — 地域住民と連携した訓練の実施

### 地域包括ケアシステムの推進

- ・ 認知症への対応力向上 — 無資格の従事者への認知症介護基礎研修受講の義務付け
- ・ 多職種連携の推進 — 薬剤師からの介護支援専門員等への情報提供明確化
- ・ 個室ユニットの定員上限の明確化 — 10人以下→15人以下
- ・ 過疎地域等への対応 — グループホームのユニット数2以下→3以下，サテライト型事業所の創設，小規模多機能型居宅介護の登録定員及び利用定員を超えてのサービス提供

### 自立支援・重度化防止の取組の推進

- ・ 口腔衛生や栄養マネジメントの強化 — 栄養士の配置→栄養士又は管理栄養士の配置
- ・ 科学的介護の取り組みの推進 — 科学的介護情報システムへの情報提出とPDCAサイクルの推奨

### 介護人材の確保・介護現場の革新

- ・ ハラスメント対策の強化 — 事業者が必要な措置を講じなければならない旨規定
- ・ 会議へのICT活用 — テレビ電話等の活用
- ・ 特養等の併設の場合の人員基準緩和 — 介護・看護職員の兼務等を可能とする
- ・ グループホームの夜勤職員体制の緩和 — 一定の条件で3ユニット3人→2人
- ・ グループホームの第三者評価 — 運営推進会議または外部からの評価
- ・ 署名・押印の見直し，電磁的記録による保存，運営規程の掲示方法

#### 制度の安定性・持続可能性の確保

- ・ケアプランの検証 — 区分支給限度基準額の利用率が高い利用者等を対象に居宅介護支援事業所単位で抽出，点検・検証の仕組みを導入
- ・サ高住等における適正なサービスの提供 — 事業所と同一の建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行う

#### その他の事項

- ・事故発生の防止と発生時の適切な対応 — 施設系サービスで安全対策担当者を定めることの義務付け
- ・高齢者虐待防止の推進 — 虐待の発生・再発を防止するための委員会，指針の整備，研修，担当者を定めることの義務付け

### 3. 施行期日

令和3年4月1日

※ただし，条例9の第15条第18号の2に1号を加える改正規定（ケアプランの検証）は，令和3年10月1日施行となります。